



まち協だより

No.43 【初霜号】

11 月号は「初霜号」でいこうと思っていたところに霜どころか霰(あられ)で一気に冬の到来です。

もっとも二十四節気では 22 日から「小雪」ですものね。

霰が降ってもなんの不思議はないわけですが、「カメムシが多いと大雪」とか？

さて、今年の冬はどうでしょうね？

できれば穏やかな冬になってくれることを祈りますが…。



11 月 13 日 ろばた館から

名立まちづくり協議会の NPO 法人化について ～これからもみんなと一緒に名立のまちづくりを進めていくために…～

名立まちづくり協議会は平成 18 年 4 月の設立以降、“任意団体”として活動してきました。

任意団体とは、例えば研究会やサークル、同窓会、町内会など、法人格を有しないグループのようなものです。

もちろん、名立まちづくり協議会の活動や運営については規約に基づき、運営委員会、総会で事業計画及び予算の承認をいただき実施しています。

また、「法人格を有しない」ということで各種契約や保有している車両、銀行口座などの名義については会長の個人名義や「団体名・会長名」となっていますが、実質的には任意団体扱いとなっています。

そこで、公的機関(新潟県)から NPO 法人としての認証を受けることで名立まちづくり協議会が社会的な信用や認知度を高めるとともに、今後とも名立区における住民主体のまちづくりの中核的な団体としての役割を



4 月 28 日 令和 5 年度総会

果たしていく責任を明確にすることができると考えています。

□NPO 法人とは…

NPO とは「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称で、このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人(NPO 法人)」といいます。

現在、市内の 13 地域自治区のなかで名立まちづくり協議会と同じような住民組織で NPO 法人として活動している団体は 9 団体あり、各団体は NPO 法人としての理念に基づき、それぞれの地域課題の解消に向けた取り組みを進めています



11 月 10 日外出支援のついでに…
関川河川敷コスモス鑑賞

□NPO 法人になったら…

11 月 30 日に開催される名立まちづくり協議会臨時総会が NPO 法人設立総会となり、そこでの審議を経て最終決定になりますが、現行の名立まちづくり協議会から変更になる主な内容は下記のとおりです

- ・名称: 名立まちづくり協議会 ⇒ NPO 法人名立まちづくり振興会
- ・役員①: 会長、副会長 ⇒ 理事長、副理事長
- ・役員②: 運営委員(8 人) ⇒ 理事(8 人)
- ・代議員: 代議員 ⇒ 運営会員(=社員…「社員」とは総会に出席し、表決権を行使できる会員のこと)
- ・会 員: 「代議員」を除く一般会員 ⇒ 振興会員

上記のほか、事業内容や会費等については基本的には現在と変わりません。



地域支え合い事業
“すこやかサロン”

□今後のスケジュール(予定)

NPO 法人認証に向けてのスケジュールは下記のとおりです。

- ・11 月 30 日 名立まちづくり協議会臨時総会(=NPO 法人設立総会)
- ・12 月中旬 NPO 設立認証申請⇒新潟県
- ・令和 6 年 4 月 NPO 法人設立登記

このほか、NPO 法人認証については随時「まち協だより」ほかで

お知らせする予定です。

□みなさんへのお願い

このように来春の名立まちづくり協議会の NPO 法人化に向け、検討

や各種手続きを進めています。

そこでみなさんへのお願いです。

NPO 法人名立まちづくり振興会になっても“会”を構成するのはみなさんお一人おひとりの“会員”ですので、これまでと同じように NPO 法人の会員としてご入会くださいますようよろしくお願いいたします。

□これからのまちづくりに向けて…

NPO 法人化は目的ではありません。

NPO 法人化により持続的な組織としての“基盤整備”を行うとともに、これからのまちづくりに向けた方向性や取り組み等を明らかにすることで、令和 2 年度に策定した名立まちづくり計画に描かれた「一人ひとりの生命と暮らしを守り、みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまち・名立」を目指し、をみなさんと一緒に取り組んでいくことが NPO 法人化の最大の目的と考えていますので、これからもみなさんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



《“安心して暮らせるまち・名立”に向けて～アンケート結果について～》

先月号でお知らせしたように今年も敬老会事業を実施しましたが、お一人でも多くの方から参加いただけるようにと思い、名立区総合事務所と協力して敬老会対象者(75 歳以上、525 人)に敬老会に関するアンケートをお願いしたことに併せいろいろな機会に要望の声があった「通院支援」「除雪支援」についてもお伺いしました。

その結果、通院については 90%以上の方が自家用車や家族の送迎で名立区内と上越市内の医院に

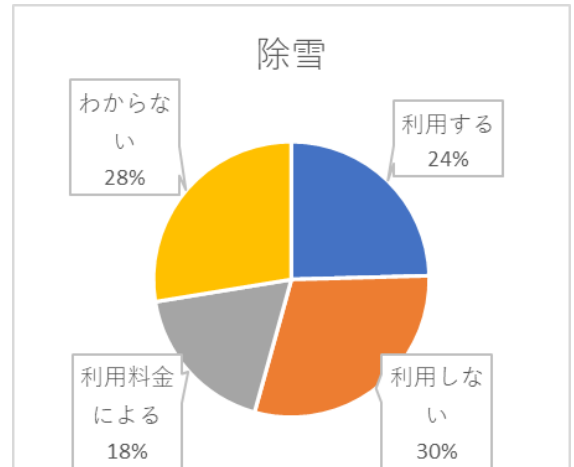
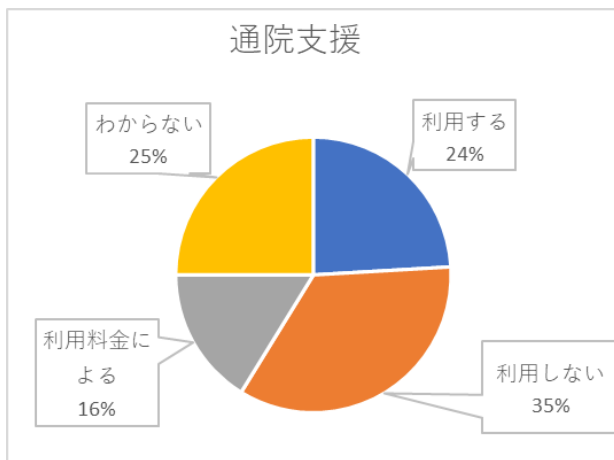
月 1 回以上通院されている実態と「通院できる医院等が少ない」「公共交通の利用が難しい」「通院に時間がかかる」などで困っている現状がわかりました。

そうした課題解消のサポートとして検討していこうと考えている通院支援には約 1/4 の方が「利用する」と回答されました。

また、除雪については本人や家族による除雪が 70%と最も多く、有料でお願いしている方は 20%弱であり、除雪支援についても「利用する」方が約 1/4 ありました。

このように、通院や買物、そして除雪はいつまでも元気で安心して日常生活を送るために欠かすことができないものである反面、現在(及び今後)の名立区においてはそうした環境は決して満足のできるものではないと思われます。

このことに対しては行政による取り組みの一層の推進を望むところですが、私たちのできる“地域支え合い”の実践策として、「通院支援」や「除雪支援」について名立まちづくり計画や名立区地域福祉活動計画のアクションプランで今後具体的に検討していきたいと考えています。



《今年も開催します…シベリア抑留展》

昨年 8 月 28 日に斎藤武雄さん(小田島)のご協力をいただき、太平洋戦争終戦直後に起こったシベリア抑留の実態と名立における太平洋戦争について振り返り、戦争の悲惨さと平和の大切さを考える『シベリア抑留・名立における太平洋戦争関連資料展』(以下、「シベリア抑留展」。下写真参照)には名立区内外から多くの方がお見えになりました。

シベリア抑留展は昨年 1 回限りの開催と考えていましたが、ご来場いただいたみなさんのご感想やご意見に加え、主催した名立区住民福祉会に当会や名立地区公民館、名立の子どもを守り育む会が合同で検討を進めてくる中、こうした戦争の悲惨さや平和の尊さを改めて振り返る(=知る)とともに次代に伝えていく機会が必要と、今年は下記のとおり開催する予定で準備を進めています。

□開催日: 令和 5 年 12 月 3 日(日)13:30~17:00

□会 場: 名立地区公民館

□日程・主な内容(予定)



- ・講話:「名はその人の証」
講師: 抑留死亡者名簿を読み上げる会代表 荒木一貞 さん
(糸魚川市在住)
- ・DVD 鑑賞「ダモイ・祖国へ～戦後 75 年・シベリア抑留者たちの証言～」ほか
- ・関連資料展示

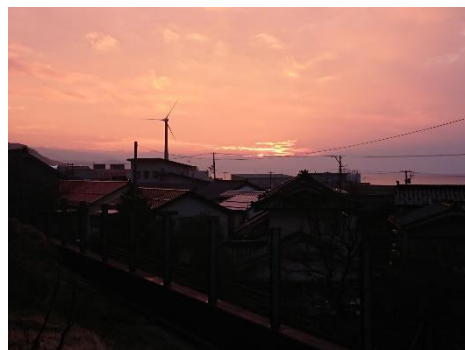
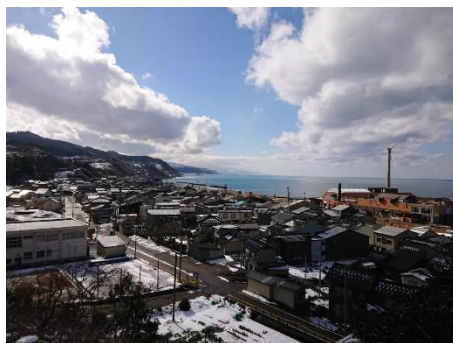


《さよなら…風車！》

9月上旬から行われていた風車の解体撤去工事が終わりました。

2003年(平成15年)12月の運転からちょうど20年。

名立のシンボルとして、また、私たちの日常生活の風景の一部として親しまれてきたので“惜別の念
堪えがたく…”の思いをされている方も多いんじゃないでしょうか。



ということで、解体撤去工事や記憶の中から引っ張り出してきた“在りし日の姿”を振り返りたいと思います。



解体撤去工事の流れ

風車への思い出はみなさんそれぞれお持ちのことかと思いますが、20年間も私たちに寄り添っていてくれたと思うと感慨深いものがありますね。

風車くん、おつかれさまでした。

なお、解体撤去工事関連写真は NPO 名立・牛木直樹さんからのご提供によるものです。

ありがとうございました。

【編集・発行】 名立まちづくり協議会 会長 三浦 元二
上越市名立区名立大町 200-1 (名立地区公民館内)

担当: 金子 僚子、石井 三千代

☎: 025-537-2182 FAX: 025-546-7041

✉: matikyo-nadati@bz04.plala.or.jp

ホームページ URL: nagatatsu.com



まち協 HP



インスタ